担当部局名:医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室 評価実施時期:平成20年7月 政策体系上の位置付け 基本目標Ⅱ 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進 性を確保すること 施策名 すること 施策目標 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を (Ⅱ-4-1) 防止するこ 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは成育に支障を及ぼすおそれがある化学物質によ る環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前に審査する制度を設ける とともに、既存化学物質については、国が中心となって必要な試験等を実施し、これら化学物質の 有する性状等に応じ、製造、輸入等に関し必要な規制を行う。 また、家庭用品に使用される化学物質については、含有量等について規制を設け、健康被害の防止 施策の概要

を図る。

その他、急性毒性作用がある物質については毒物又は劇物に指定し、その製造、輸 入又は販売について登録を義務づける等の規制を行い、適正な管理を推進する。

【評価結果の概要】

(現状分析(施策の必要性))

化学物質は、幅広い産業において基幹的基礎素材として使用され、国民生活においても不可欠であるが、適 正な取扱いを行わなければ、人への健康被害や環境への悪影響が発生する恐れがある。

化学物質の安全性に関する情報は、当該化学物質やそれを含有する製品を適切に使用・管理するために必 要となる基本的情報であり、化学物質を取り扱う事業者のみならず、最終使用者である一般消費者にとっても必 要不可欠な公共的要素の強い情報である。

そのため、製造、輸入、販売等に関し必要な規制を行うとともに、国民や事業者が情報を共有できるデータ ベースを整備することにより情報を公開し、また、化学物質などの調査、安全性点検及びマニュアルの作成等 の各種施策を実施することで、化学物質の安全性を確保することが必要である。

(有効性)

毒物及び劇物の指定のための調査については、平成19年度において2件行っている。また、平成18年度に おいて実施した当該調査の結果を用いて新たに劇物を指定したことから、施策の有効性が認められる。

化学物質やそれを含有する製品を取り扱う事業者における適正使用・管理のため、化審法制定時に製造・輸 入していた既存化学物質の安全性点検を行っており、また、世界的に高生産の化学物質については、日本に おいて平成17年から平成22年の間に96物質を点検するという目標に向け、平成19年度の数値は現在集計中 であるが、平成17年度及び平成18年度で40物質の安全性点検を行ったところであり、着実に進展している。

家庭用品等身の回りの化学物質については、有害物質が原因であると考えられる健康被害に係る情報の収 集を継続して行うとともに、家庭用品に含有される化学物質の理化学試験、毒性試験等、毎年度必要と考えら れる安全性等評価を実施している。これらの結果を踏まえ、随時、基準を策定すべきものの有無を検討し、必要 と認められる基準を策定することとしている。

既に策定した防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引きについては、改訂の必要性について現在検討し ており、今年度を目途とした作成を目指して、本年3月から業界団体等と検討を進めている。

(効率性)

毒物及び劇物の指定のための調査については、危険物の安全輸送を確保するために国際統一要件として国 連が定めている国連危険物輸送勧告において毒物類若しくは腐食性物質に指定された特に毒性を有する可 能性が高いと見込まれる化学物質、又はその毒性が社会的に問題視された化学物質の中から優先的に調査 を行うことで調査の効率化を図っている。

既存化学物質の安全性点検については、生産量や用途、化学構造と毒性の関係等を考慮の上、優先順位を つけて実施してきている。世界的に高生産量の化学物質の安全性点検については、各国で協力して重複を排 除しながら行っており、効率化を図っている。

また、全国の自治体で連携することにより、家庭用品規制法において規定される有害物質を基準以上に含有 する製品の流通を効率的に防止し、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大に迅速に対応でき るよう努めている。

(総合的な評価)

化学物質の毒性に基づく毒物及び劇物の指定、高生産既存化学物質国際安全性点検、家庭用品に含有さ れる化学物質による健康被害の拡大を未然に防止するための多面的な取組を、それぞれ着実に、かつ効率化 を図りながら行っており、化学物質の適正な評価・管理を総合的に推進し、化学物質の安全対策推進に大きく 貢献していると評価できる。

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
- (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
- (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
- (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に〇)

(理由)

化学物質等の適正な評価・管理を推進するとともに、広く国民や事業者に情報提供を 行うなど、引き続き安全性を確保するため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

		施策目標に係る指標						
	((達成水準/達成時期)						
	※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)							
			H15	H16	H 1 7	H18	H19	
Ш	1	毒物及び劇物取締法に基づく毒物	3	3	2	3	2	
1		劇物の指定のための調査件数(単	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	
Ш	- 1	位:件)						
		(-)						
Ш	2	高生産既存化学物質国際安全性点	16	20	17	23	集計中	
Ш		検件数(単位:件)	[-]	[-]	[-]	[-]		
Ш		(化学物質(96物質)の安全性					ļ.	
Ш		点検の実施/2010年)					[<u></u>	
1		策定件数 (単位:件)	[-]	[-]	[-]	[]	[-]	
1	3	家庭用品の安全確保マニュアルの	0	0	1	0	0	
		(概ね2年に一つの割合)						

(調査名・資料出所、備考)

・指標1、2及び3は、医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室調べによるが、指標2の平成19年度の数値は現在集計中であり、平成20年9月に取りまとめ予定であ 【参考】化学物質安全対策室のホームページ

る。

・家庭用品の安全確保マニュアル

http://www. nihs. go. jp/mhlw/chemical/katei/manual. html ※「高生産既存化学物質国際安全性点検」については、個別目標 2 の主な事務事業欄 参照。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政			
方針演説等内 閣の重要政策	 		
(主なもの)			

評価実施時期:平成20年8月 担当部局名:健康局 政策体系上の位置付け 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振 基本目標Ⅱ 興等により、生活衛生の向上、増進を図るこ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進する 施策名 施策目標5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、 生活衛生の向上、増進を図ること (II - 5 - 1)理容、美容、クリーニングをはじめとした生活衛生関係営業の振興策及び多数の者が使用・利用 施策の概要 する建築物の衛生的環境の確保等により、公衆衛生の向上、増進を図り、もって利用者又は消費者 の利益の擁護に資し、国民生活の安定に寄与することを目的とする。 【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) 生活衛生関係営業は、その施設数が平成19年3月末現在で約260万施設に上っており、我が国の経済にお いて大きな位置を占める産業であるとともに、国民の日常生活に密接に関係する営業であることから、公衆衛生 の向上、増進を図っていくことは引き続き重要な課題となっている。 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の対象となる特定建築物は、平成18年末 現在、全国で3万9千棟余り存在しており、増加傾向にある。建築物の増加及び施設の多様化により、建築物に おける環境衛生の維持管理は複雑化しており、今後とも適切な維持管理がなされ、環境衛生が良好に保たれ るよう努めていく必要がある。 (参考)厚生労働省ホームページ 生活衛生関係営業施設数 http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/07-3/kousei-data/data/19726.xls 特定建築物施設数 $http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/130/2006/toukeihyou/0006097/t0135915/HAR0180_001.html \\$ (有効性) 振興指針についてはそれぞれの業種について5年ごとに見直しを行っているが(参考:厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei05/14.html)、平成19年度においては公衆衛生の向上 施策に関する 及び利用者の利益の増進に資することを目的とした食鳥肉販売業の振興指針の改正を行った。また、平成17 評価結果の概 年11月より新たに登録が開始されためん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款登録施設数 要と達成すべき 目標等 は、(財)全国生活衛生営業指導センターによる当該約款に係る普及啓発の取組により、平成19年度で288施 設と確実に増えており、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等について一定の措置が図られてい ると評価できる。 建築物環境衛生管理基準は、規制基準に見られるような最低基準ではなく、より望ましいレベルで衛生的な 維持管理をするよう指導するという衛生指導的性格を有しており、不適合率を把握し適切な助言等を行うこと で、都道府県等が行う維持管理に係る行政指導に資することができるため、高いレベルでの衛生的維持管理 の推進に有効である。

(効率性)

生活衛生の維持及び向上を図るためには、生活衛生関係営業における営業施設の衛生水準の向上や経営 の健全化は必要不可欠である。振興計画による振興事業の実施等により、厨房器具・備品など施設設備の改 善等、経営の近代化及び合理化が図られ、一定の措置が図られていると評価できる。

個別空調設備やIPM(総合的有害生物管理)に対応した衛生害虫の防除などを行うため、平成20年1月に改 正した「建築物環境衛生維持管理要領」及び管理方法の一例を示した「建築物における維持管理マニュアル」 を都道府県等に周知し、適切かつ効率的な維持管理の浸透を図っている。

(総合的な評価)

生活衛生の向上及び増進を図るため、生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興について、営業施設 の経営の近代化及び合理化等が図られ、一定の措置が図られていると評価できる。しかし、経営基盤が脆弱な 中小零細企業が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化等により衛生 水準が損なわれることが懸念されるため、引き続き関係施策の推進が必要である。

建築物環境衛生管理基準に係る不適合率については、顕著な減少は見られないものの、目立った増加はな くほぼ横ばいで推移している。不適合が判明した特定建築物については、都道府県等において個々に指導等 を実施するため、立入検査を通じて、建築物衛生の改善及び向上等を推進していると評価できる。また、個々 の特定建築物に対し、維持管理の指導等を行う際に、「建築物環境衛生維持管理要領」等の浸透を図ること で、衛生的な維持管理の向上に寄与している。

引き続き建築物における衛生に係る状況を把握し、建築物衛生の改善及び向上等に努めていくことが必要で ある。

(評価結果の分類)

- 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に〇)

生活衛生の向上及び推進を図るため、継続的に関係施策を推進する必要があるため

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果

施策目標に係る指標 《達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/<u>達成水準</u> H 1 6 5 1 7 H 1 7 H 1 8 H19 振興計画の認定件数(単位:件数) 5 1 9 5 1 8 2 標準営業約款登録施設数(単位: 施設数) 58, 954 25, 783 46, 731 45, 998 理容業 59, 350 51, 230 美容業 22, 983 21,050 26,085 20,414 4,721 4,614 4,430 4, 198 3,503 めん類飲食店営業 149 269 288 157 284 317 3 1. 9 0. 5 10. 6 10. 0 集計中中 __i._8__ 一酸化炭素含有率 二酸化炭素含有率 二酸化炭素含有率 -0.3 - 0.5 -0.4 13.8 14.3

- 指標3の各指標は、都道府県等が建築物に立入検査をした際の、項目ごとの不適合
- 各年度の欄の数値は、前年度(例:H18の場合は、平成17年4月~18年3月) の調査結果である。なお、平成19年の数値は現在集計中であり、平成20年9月頃にとりまとめ予定である。 「ホルムアルデヒドの量」については、平成15年4月から新たに建築物環境衛生
- 管理基準に加えられたため、平成15年度分から測定を開始している。

※振興計画:生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、 公衆衛生の向上及び利用者 へが発射しません。 の増進に資することを目的として5年おきに設定する振興指針にもとづき、生活衛生同 業組合又は生活衛生同業小組合が設定する計画。

【参考】平成19年12月時点での組合数

生活衛生同業組合 生活衛生同業小組合

※標準営業約款:サービス・商品の内容や品質に関する表示の適正化,施設等の表示の 適正化及び損害賠償の実施の確保に関する事項を定めた約款。

※建築物環境衛生管理基準:空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置を定めた基準。 (都道府県知事が法の施行上必要と認められる場合に立入検査を行う。)

_		and the second s		
腿	係する施政	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
方	針演説等内			
	の重要政策			
11-	主なもの)			

評価実施時期:平成20年8月

担当部局名:労働基準局労災補償部

施策名

被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図る こと

基本目標Ⅲ

労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備す

政策体系上の位置付け

施策目標2-1

被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること (III - 3 - 2)

施策の概要

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して行う労災保険給付にあ わせて、当該労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護を図り、また、労働者の安 全及び衛生の確保並びに、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保等を図ることによ り、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【評価結果の概要】

(現状分析(施策の必要性))

労災保険給付の新規受給者数は長期的には減少傾向にあるが、障害(補償)年金受給者数の累計は長期的 に増加傾向にあり、特に直近7年間においては約10万人で推移している。このような状況において、依然として 義肢等補装具の支給等被災労働者やその遺族に対する社会復帰の促進、援護等の事業の必要性は高い。 未払賃金立替払事業は、企業倒産により事業主に賃金支払能力がなくなった場合に労働者からの申請に基 づいて、調査の上、立替払いを行うものであり、立替払件数は、必然的に雇用経済情勢に大きく左右されるもの である。昨今、景気全体としては回復傾向にあるものの、全国倒産件数が2年連続で増加し、大型倒産も発生 しているところであり、このような状況の中、平成19年度の立替払件数は、5年ぶりに上昇したところである。今後 においても、立替払いの実績は高水準で推移することが見込まれる。

指標に用いた義肢等補装具等については、被災労働者等が要件を満たす場合に支給等を行うものであり、 その件数の増減のみをもって評価を行うことはできないが、真に援護等を必要とする被災労働者等に対して適 切な支給等を行うため、①義肢等補装具支給制度については医学的・工学的見地から、支給種目の追加、支 給対象者の拡大等の見直しを、②アフターケアについては、医療技術の進歩等に鑑み、措置内容の見直しや 支給対象者の範囲の拡大等をそれぞれ行っている。

(効率性)

各事業の合目的性と効率性を確保し、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿った運用を図るため、支給項 目の新設・統廃合を行うとともに支給項目ごとに適切な支給期間を設定する等の見直しを行っている。

(総合的な評価)

障害(補償)年金受給者等、義肢等補装具等の給付を要する被災労働者及び援護を必要とする遺族等は依 然として多い。このような情勢の中、①義肢等補装具の支給及びアフターケアの実施を通じ、被災労働者の身 体の欠損又は損なわれた身体機能の補完、労働能力の維持を図ることにより、被災労働者の円滑な社会復帰 の促進に寄与するとともに、②労災就学等援護費の支給及び未払賃金の立替払を通じて、被災労働者の遺族 等及び賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者に対する援護等を行っている。また、これら の事業については、PDCAサイクルの手法による目標管理を適切に行い、引き続き不断の見直しを行ってお り、被災労働者等に対して、適切かつ公正に円滑な社会復帰の促進、援護等が図られている。

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

(評価結果の分類)

- 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
- (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
- (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

(選重) 機構・定員要求を検討(該当する場合に〇)

、一定の要件を満たした被災労働者等に対して行う事業であり、引き続き適切に実施していくこととしている。なお、各事業についてはPDCAサイクルの手法による目標管理を行い、引き続き不断の見直しを行っているところである。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)				-	
	H 1 5	H16	H 1 7	H18	H19
1 義肢等補装具の支給件数 (単位:件)(一)	8, 247	7, 996	8, 141	8, 226	集計中
2 アフターケア実施件数 (単位:件)(-)	431, 343	432, 906	434, 142	436, 245	集計中
3 労災就学等援護費の支給件数 (単位:件)(一)	43, 557	43, 039	42, 913	42, 432	42, 290
4 未払賃金の立替払件数 (単位:件)(一)	4, 313	3, 527	3, 259	3, 014	3, 349

- | (単位:件)(-) (調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局作成の「労働者災害補償保険事業年報」による。 ・指標3は、労働基準局の調べによる。 ・指標4は、立替払いを行った企業数であり、年度単位の数値である。((独) 労働者 健康福祉機構調べ) ・平成19年度の数値は、平成20年11月(指標3)及び平成21年1月(指標1及び2)に確定値を公表予定である。

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	施政方針演説等	施政方針演説等 年月日

• • • • •

評価実施時期:	平成 2 0 年 8 月 担当部局名:労働基準局勤労者生活部
1 .	政策体系上の位置付け
施策名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標 4 - 2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策の概要	近年、終身雇用や年功賃金を中心とする雇用慣行が変化するとともに、経済社会情勢が変化する中、勤労者が豊かで安定した生活を送れるようにすることを目的として、勤労者の退職後の資産確保、財産形成への支援、労働金庫の健全性確保といった施策を推進する。
	【評価結果の概要】
	(現状分析(施策の必要性)) (1)中小企業において、退職金制度が大企業に比べ依然として普及していない状況であり、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。 (2)勤労者と自営業者の間の持家格差は依然大きく(※)、また、高齢化が進行する中で、老後の生活への準備の必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられ
	る。 ※持家率 勤労者世帯58.5% 自営業主世帯80.6% 資料出所 総務省「住宅・土地統計調査」 (3)労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動及びこれらの構成員等のために金融の円滑を図ること等を目的として、労働金庫法(昭和28年法律第227号)に基づき設立された会員制の共同組織金融機関であり、その業務の健全かつ適切な運営の確保のため、労働金庫法第94条及び銀行法第25条に基づく立入検査を引き続き適切に実施していく必要がある。 また、平成18年6月に金融商品取引法が成立(平成19年10月施行)し、金融機関が金融商品を販売(国債や投資信託の窓口販売等)するに際して遵守すべきルールとして、顧客への適切な説明・情報提供が重要になってきている。そのため、「顧客保護等管理態勢の整備・確認状況」が金融検査の独立した項目として新設されたところであり、このような観点からも、金融機関の業務の健全性等が図られるよう適切な立入検査を実施していく必要がある。
	(有効性) (1)「雇用動向調査」(厚生労働省)によれば、常用労働者数5~299人の中小企業における労働者数に大きな変動がない状況にもかかわらず、平成19年度末における在籍被共済者数については、約291万人と前年から7万人程度増加するなど着実に増加しているところであり、中小企業における退職金制度の確立に資している。(2)勤労者財産形成促進制度については、財形融資事業を運用する独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標等に基づき、各種情報の提供を充実させることにより利用者である事業主の利便を図るとともに、制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図り、制度の利用促進を実施したことにより、勤労者の財産形成促進に寄与している。 (3)労働金庫法94条、銀行法第25条に基づく立入検査により、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営が確保されている。
	(効率性) (1)事業運営に係る経費の削減を図りつつも、平成23年度末で廃止されることとなっている適格退職年金からの移行について重点的な加入促進運活動を実施し、効率的な普及促進等を実施していると評価できる。(2)勤労者財産形成促進制度については、特別会計改革の観点から平成19年度に労働保険特別会計からの補助金を廃止し効率性を高めるとともに、財形融資事業を運用する独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標等に基づき、引き続き適正な制度の運用を図っている。 (3)労働金庫に対する検査については、検査終了後、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップも必要なことから、概ね2年に1回行っており、効率的に労働金庫の健全性を確保している。
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	(総合的な評価) (1)中小企業退職金共済制度については、新規加入被共済者数に係る目標達成率を上回っており、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。 (2)勤労者財産形成促進事業については、勤労者財産形成融資の利用件数の減少傾向は、近年の低金利や民間金融機関の経営戦略を背景とした商品との金利差が小さくなったことによるものと考えている。しかしながら、勤労者にとって自営業者との間の持家格差は依然大きく、また、高齢化が進行する中で、老後の生活への準備の必要性が高まるなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられることから、今後とも引き続き本制度の活用促進を図ることとする。 (3)労働金庫監督検査事業については、指標としている全労働金庫に対する検査実施状況について平成19年度では目標達成率は100%を下回っているものの、概ね2年に1回検査という計画に基づき実施しており、検査実施率は定着している。これにより、金融実態に応じた的確な検査を実施することができており、効率的に労働金庫の健全性が確保されていると評価できる。

(評価結果の分類)

- 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)

- (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

	施策目標に係る指標						
	(達成水準/達成時期) 						
		H 1 5	H16	H 1 7	H18	H 1 9	
1	中小企業退職金共済制度における	356, 946	361, 578	438, 120	416, 246	415, 249	
	新規加入被共済者数					[117.1%]	
1	(単位:人)						
	(354,460人以上/平成19年度)						
2	勤労者財産形成融資の利用件数	25, 507	15, 177	7,441	5, 386	3, 501	
1	(単位:件)	[108.5%]	[59.5%]	[49.0%]	[72.4%]	[65.0%]	
	(前年度以上/毎年度)						
3	全労働金庫に対する検査実施状況	50	46	50	57	43	
1	(単位:%)	[100.0%]	[92.0%]	[100.0%]	[114.0%]	[86.0%]	
	(50%以上/毎年度)						
7	調査名・資料出所 備者)						

- (調査名・資料出所、備考)
 ・指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数である。
 ・指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課の調べによる。
 ・指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。

関係する施政	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
方針演説等内			
閣の重要政策 (主なもの)			

評価実施時期:	平成20年8月担当部局名:政策統括官				
施策名	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること				
労使関係が将来にわたり安定的に推移することを目的として、労働組合法、労働関係 我が国の集団的労使関係法制の普及啓発等を図るとともに、中央労働委員会において、 法、労働関係調整法等に基づき、労働者の団結権等の保護、集団的労使紛争の解決を図 当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。					
施評要きに結達標等すのする概べ	【野価結果の概要】 (現状分析、簡繁の必要性)) 経済社会構造の変革や価値観の多様化、グローバル化による国際競争の激化等に伴い、労働を取り巻く 環境が大きく変化しつつある中で、わが国の産業競争力の譲身である長期的に安定した労使関係を確保していてとがますます重要となってきている。このような状況においては、集団的労使関係のルールの確立及 の特と様、不当労働行為事件について見ると、平成16年の労働組合法の改正により、第金割の導入など不 当労働行為の審査体制の整備等が行われた結果、長期滞留事件数が大幅に減少するなど、事件の迅速な 処理が進んでいるところである。 (有効性) 国内外の労使関係法制・情報等を収集するとともに情報発信を行うなど、事業を効果的に実施した結果、集 団的労使関係法制の普及啓発が図られている。 (効率性) 不当労働行為の審査や労使紛争の調整については、迅速かつ的確な処理がなされ概ね目標を達成する など、効率化が図られている。 (総合的な評価) 労使関係が安定的に維持されていると認識している労働組合の割合が80%近くに達したことから、安定し た労使関係等の形成を促進するために行っている個別の事務事業が効果的かつ効率的に行われているも のと評価することができる。 (評価結果の分類)				
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋)				

評価実施時期:	平成20年8月 担当部局名:労働基準局
施策名	数集体系上の位置付け
施策の概要	(Ⅲ-8-1) と活の実現を図ること 労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される)の適正把握・適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を実施する。
施評要きに関果のでは、一名概べ	【評価結果の概要】 (現状分析(施策の必要性)) これまでも労働保険の適用促進は行われてきたところであるが、依然として相当数の未手続事業が残されていることから、関係機関との連携を強化し、「未手続事業―掃対策」に取り組むことなった。なが、金属保険料等の徴収についても、評価指標である労働保険料等を納付しなければならないこととなっているが、労働保険料等の徴収についても、評価指標である労働保険料等の収納率は、景気の低迷等の経済を取り巻く状況にも左右されることになる。このような中においても、労働保険料等の収納率向上を目指すべく、国民の理解を高める等により、適正な徴収を図っていく必要がある。 (有効性) 労働保険料算定基礎調査により適正な徴収決定を行うとともに、労働保険料等を滞納している事業場に対する納入督励や滞納整理が有効に行われ、例年とほぼ同率の収納率となった。 (効率性) 毎年、都道府県労働局では労働保険料算定基礎調査に係る年間業務計画及び滞納整理に係る年間業務計画を立てており、管内事業場の特性に応じて対象事業場を選定し効率的に実施しているところである。また、労働保険事務組合制度や社会保険労務工制度を有効活用することにより、労働保険料等の適正徴収が対象率的に行われている。 (総合的な評価) 平成19年度より、労働保険料と併せて、石綿健康被害者の教済費用に売てるための一般拠出金の徴収が対効率的に行われている。 (総合的な評価) 平成19年度より、労働保険料と併せて、石綿健康被害者の教済費用に売てるための一般拠出金の徴収が対からに行われている。 (総合的な評価) で、労働保険の第古制度を行効活用することにより、依然として高水準を維持しており、適正な徴収確保にについては、一定の成果があったと評価できる。しかしながら、労働保険の適用促進については、これまですでに存在している未手続事業に加え、毎年相当数の大き評価できる。しかしながとして相当数の未手続事業が存在しているとから、関係機関との連携による成立手続の実施等により、未手続事業の更なる解消を推進する必要がある。(評価結果の分類) 「漁業目標の終了・廃止を検討(該当する場合につ) に 施業目標の終了・廃止を検討(該当する場合にの) に 漁業主機を継続 (該当する場合にのいずれか1つにの) (イ) 施業全体として予算規度を施い等の見直しを検討 (回) 規定・定員家を検討(該当する場合にの) (回) 地議主を投入するとから、たちにのでは、たちには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大き

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) |※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | H15 H 1 6 H17 H18 H19 1 労働保険料等収納率(単位:%) (前年度以上/毎年度) 97.43 97.5497.86 97.92 97.64 [100.4%] [100.1%] [100.3%] [100.1%] [99.7%] (調査名・資料出所、備考) ・収納率とは、労働保険料として徴収すると決定された金額と実際に収納があった金額 の比率を指す。 ・指標1は、労働基準局労働保険徴収課の調べによる。

関係する施政	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
方針演説等内			
閣の重要政策 (主なもの)	***************************************		
(1/2/00)/			

担当部局名:

職業安定局首席職業指導官室(個別目標1.2.3)

職業安定局需給調整事業課(個別目標4,5)

評価実施時期:平成20年8月

公共職業安定機関等における需給調整機能を 強化すること

基本目標IV

経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められ る労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標1

政策体系上の位置付け

労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給 (IV-1-1) **調整機能を強化すること**

求職者のニーズに応じた求人の確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの 充実による就職促進

目的等

公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介 を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。

労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保

○目的等

施策の概要

施策名

職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たす べき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職 ■業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。

また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適性な運営の確保に関する措置 を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定 等に資する。

官民の連携による労働力需給調整機能の強化

○目的等

求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関(民間職業紹介事業者、民間求人情報提供 事業者、公共職業安定所等)の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検 索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等 へのアクセスの円滑化を図る。

【評価結果の概要】

(現状分析(施策の必要性))

平成19年度の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が平成19年12月には1倍台を割り込 み、平成20年3月には0.95倍と下降傾向となっており、完全失業率(季節調整値)は平成19年4 月の3.9%が平成20年3月には3.8%と同水準で推移するなど、平成20年3月時点においては、厳 しさが残るものの改善しているところであるが、改善の動きが弱まっているところである。

この様な状況下、依然として能力、経験、年齢等のミスマッチが見られることから、改善傾向 をより確かなものとするため、公共職業安定機関における需給調整機能を更に強化するととも に、官民の連携による労働力需給調整機能を強化し、ミスマッチの解消を図る必要がある。

また、産業構造の変化や働き方の多様化等に対応するため、以下のとおり事業所数が増加傾向 にある職業紹介事業、労働者派遣事業等の適正な運営を確保し、労働力需給の迅速、円滑かつ的 確な結合が図られるようにする必要がある。

- -般労働者派遣事業 25,585事業所(平成20年3月現在)(対前年度比約18.9%増加)
- ・特定労働者派遣事業 44,481事業所(平成20年3月現在) (対前年度比約48.2%増加)
- · 有料職業紹介事業 15,453事業所(平成20年3月現在) (対前年度比約20.7%増加)
- ·無料職業紹介事業(※) 647事業所(平成20年3月現在)(対前年度比約2.1%減少)
 - (※) 学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く

(有効性)

- (1) 有効求人倍率が下降傾向となっている中で、求人者・求職者それぞれのニーズを踏まえた きめ細かな就職支援を実施した結果、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職 割合について、それぞれ目標達成率96%・就職件数と99%と、おおむね目標に近い水準に達してい る。このことから、公共職業安定機関における需給調整機能が有効に機能しているものと評価で
- (2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、 集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事 業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の 3の違反率の低下等の法令違反が是正され、労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した 苦情等の処理件数が増加(平成19年度14,472(対前年度比10%増))するなど、労働者派遣事 業、職業紹介事業等の適正な運営の確保が有効に図られている。

(3) しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数(平成19年度約94万件)及び求人情報件 数(平成19年度約97万件)については、雇用情勢の改善等により実績の低減が見られるが、求人 情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところである。さらに、しごと情報ネット の参加機関数 (平成20年3月31日現在9,900機関)が増加していることから、しごと情報ネット の運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られている。

(効率性)

- (1) 公共職業安定所数及び職員数が減少し、雇用情勢の改善の動きが弱くなっている中で、前 述のとおり、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合は、おおむね目標に 近い水準に達しており、公共職業安定機関の需給調整機能は効率的に実施しているものと評価さ れる。
- (2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に 実施するために、重点対象を選定するとともに、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付によ る指導、事業所訪問による指導監督等多用な手法を活用し、効率的な実施が図られている。ま た、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相 談等を一元的に受け付けており、労働者派遣事業の適正な運営の確保が効率的に図られている。
- (3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運 用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧 し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセ スの円滑化を効率的に進めるものである。

(総合的な評価)

- (1)雇用情勢の改善の動きが弱くなっている状況にあって、公共職業安定機関の需給調整機能 の強化はますます必要となっているところ、前述のとおり、その有効性や効率性は、ともに十分 に評価できるものである。
- (2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、 集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その 事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等の是正の 結果、平成19年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少 するなど、これらの事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果 的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検表の送付、集団指導、文書の送付によ る指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。また、労働 者派遣事業に係るトラブルや苦情についての派遣元、派遣先事業所の相談先として、より身近で 相談しやすい労働者派遣事業に係る具体的なノウハウを持った団体に委託し、労働者派遣事業ア ドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付 けているところであるが、平成19年度において、当該労働者派遣事業アドバイザーの相談により 解決した苦情等の処理件数は14,472件(対前年度比10%増)となっており、労働者派遣事業の円 滑な運営が図られているところである。

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等

(3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運 用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧 し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであるが、しごと情報ネットを 通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(予定も含む)については、 「平成19年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35%を上回っており、利用者の 求職活動のツールとしても一定の効果を上げている。

(評価結果の分類)

- 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に〇)
- 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに〇)
- (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
- (四) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

機構・定員要求を検討(該当する場合に〇)___

施策目標の達成に向け着実に進展しているところであり、事業の実施状況等を考慮しつつ一部予算規模を縮小する事業や廃止する事業もあるが、全体としては早急な対策が 求められる分野について予算の新規要求をする等、より一層施策を充実させるための措 置を講じる。